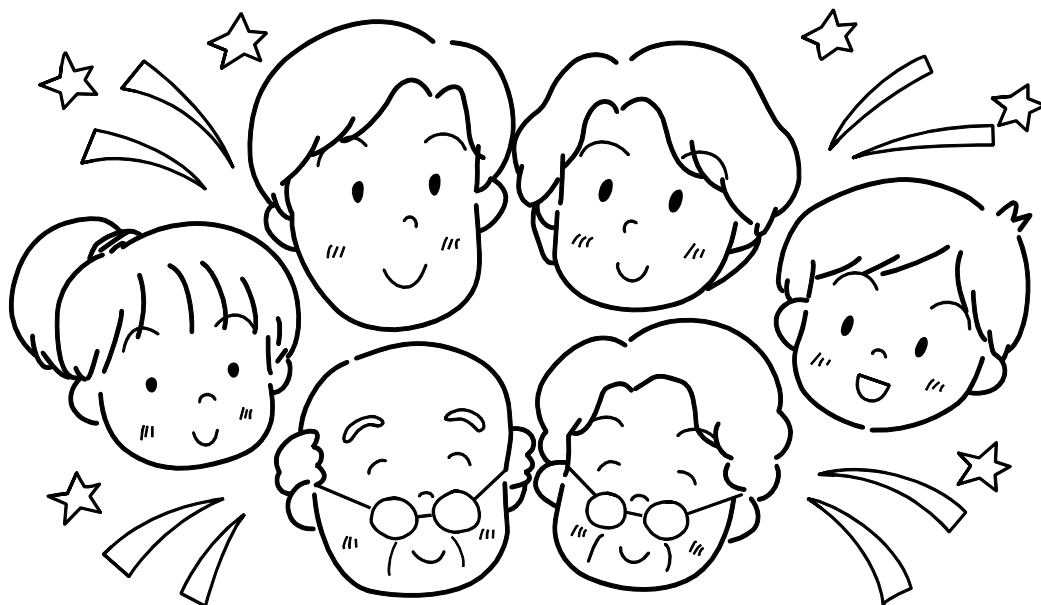

自治会 ハンドブック



寝屋川市市政協力委員自治推進協議会
令和5年4月 改訂

地域社会では、人口減少や少子高齢化、生活スタイルや意識の変化等により、人と人とのつながりが薄れてきており、地域の連帯感も弱まってきています。

また、防犯・防災や地域の生活環境など、暮らしに関わる多くの課題がありますが、地域住民が自分たちで課題解決に取り組み、主体的に地域づくりを行うためには、「自分たちのまちは、自分たちで良くする」という自治意識の成熟を図っていく必要があります。

そのためには、道路や公園の美化・清掃、地域を明るくし犯罪を防止するための防犯灯の設置・維持管理、火災の予防、子どもの見守り、地域住民の交流イベント、地域での福祉活動の実施など、地域活動を充実させていかなければなりません。

今後、地域コミュニティがより一層活性化し、地域の連携が深まるよう、この度、「自治会ハンドブック」を改訂いたしました。

これからも自治会活動を推進し、安心して暮らせる地域社会づくりに御活用いただければ幸いです。

寝屋川市市政協力委員自治推進協議会

目 次

	ページ
1 自治会とは	1
2 自治会への加入促進のために	3
3 市に対する協力について	6
4 要望書の書き方	7
5 認可地縁団体とは	8
6 市民公益活動災害補償制度について	11
7 自主防災組織について	14
8 日赤活動資金募集について	16
9 共同募金運動について	17
10 歳末たすけあい運動について	18
11 社会福祉協議会会員募集について	19
12 自治会に対する補助金等一覧表	20
13 自治会活動に関連する市の各種業務	21
<参考>自治会規約例	22

1 自治会とは

自治会とは、一定の地域内に住む住民が、その地域でつながりをもち、助け合って暮らしていこうとする自主的な意思によって組織していく団体です。

地震や火災などの自然災害時をはじめ、地域環境の維持・整備など、生活上起こる様々な問題に対して住民が力を合わせて取り組み、その解決を図るといふ目的を持っています。

地域住民の自主的な総意に基づき、地域を快適で住み良くするために結成された任意の組織であり、コミュニティづくりの中心的な担い手ともいえます。

1. 地域住民の親睦と連帯の場

他人任せではなく、お互いが協力し合い、様々な活動に参加し、自分のできること、あるいは得意なことを通じ、楽しみや地域の人々とのふれあいを発見する場です。

2. 地域課題の発見と解決の場

地域を見渡せば、防災、防犯、道路や公園などの生活環境等に関わる様々な問題が発生しており、地域の住民が力を合わせなければ、解決できないことがたくさんあります。

自治会では、それぞれの要望や意見を吸収し、十分話し合い、利害を調整して、地域全体の共通課題として高め、一つずつ解決していくことが大切です。その過程の中で、行政と深い関わりを持つ事もあります。

一方、行政にとっても、地域住民にとってどんな行政サービスが必要なのかを考える中で、自治会との連携が必要となります。

地域において、行政と住民が、それぞれの役割を認識し、協力しあうことが理想の姿であるといえます。

3. 主な自治会活動

(1) 生活環境整備面

- 防災、防犯活動
- 防犯灯の設置、維持管理
- 清掃活動、廃品回収、分別収集
- 交通安全活動
- 公園、路上等の町内一斉清掃
- 緑化推進（花壇作り、植樹）
- 集会所の建設、管理運営

(2) レクリエーション・福利厚生面

- サークル、クラブ活動
- 盆踊り、まつり
- 敬老会、子ども会、各種募金活動の協力
- 登下校の見守り活動
- 弔事の協力
- 自治会会員旅行、新年会、忘年会
- 研修会、施設見学会
- 自治会の会報の発行
- 高齢者、障害者への福祉活動

※ 寝屋川市市政協力委員自治推進協議会（自治協）とは

地域社会の健全な発展や住民福祉の増進、市との連絡調整を密にするために、自治会長（市政協力委員）で組織された団体です。

自治協では、防災や福祉などの研修会を通じて、地域課題の解決に取り組むとともに、自治会相互の連携を密にすることで、地域コミュニティの発展に寄与しています。

2 自治会への加入促進のために

自治会は、地域に住んでいる皆さんが、協力し合って暮らしやすい地域づくりをするため、全員が加入することが望ましいといえます。

しかし、最近は自治会に加入されない方が増えており、自治会への加入を促進するためには、自治会の目的や事業についてPRし、理解を深めることが大切です。

次頁以降に、自治会加入のメリットや未加入の方々への加入のお願い文などを掲載しておりますので、参考にしてください。

多くの地域の方が自治会に加入されるためには、住民の方々の相互理解と協力が不可欠です。息の長い取組が必要でしょう。

◇自治会をつくろう

加入できる自治会が近くにない場合や、新しく開発された地域などで隣接自治会への加入が困難な場合は、新たに自治会をつくることができます。

自治会をつくるためには、主に以下の内容について決めておく必要があります。

- (1) 自治会をつくる目的や活動内容
- (2) 自治会の区域
- (3) 自治会の役員体制
- (4) 自治会のルールづくり

また、新たな自治会として市が認定するためには、いくつか要件がありますので、自治会形成に必要な情報や市への提出書類（会則や同意書など）の詳細につきましては、市民活動振興室までお問い合わせください。

自治会加入のメリット

自治会では、地域環境の維持や災害対策など、様々な課題に対して力を合わせて取り組んでおり、自治会に加入すると、様々なメリットがあります。

自治会に興味を持ってもらうとともに、自治会員の定着を図るために、メリットを理解・実感してもらいましょう。

◇つながり

地域の行事に参加することで、子どもから高齢者まで、幅広い世代と接することができ、「いざ」という時に助け合える関係を築くことができます。



◇情報

回覧板等によって、地域や行政からの行事・イベント案内などの情報や、暮らしに関わる重要な情報を入手できます。

◇地域環境づくり

人と人とのつながりが希薄化していく中で、自治会が防災訓練や防犯パトロール、声かけ運動等を行っていくことで「いざ」というときの大きな助けとなります。



◇地域の課題解決

地域の困り事があれば、自治会を通して行政に相談することができます。個人で相談するよりも自治会を通じて相談することで、地域全体の課題とすることができ、行政もより早く、スムーズに対応できます。

◇災害時

東日本大震災などの災害時において、多くの人が近隣の人々の協力によって救出されました。大災害になればなるほど救急車や消防車はすぐには動けません。迅速な救助が必要な場合には、地域住民による自主的な活動が非常に重要となります。



未加入の皆さんへ

自治会への加入のお願い

〇〇自治会は、明るく住みよいまちづくりをめざして、〇〇町の住民で構成しています。

ご承知のことと思いますが、自治会は、住民相互が協力、連携し、自分たちの住む地域を良くしていこうとする組織です。

私たちは暮らしていくうえで、防災や防犯、ゴミ置き場の管理、子どもの安全の見守りなど、共通した課題を数多く抱えています。これらを、地域の課題として考え、活動していくことが必要ではないでしょうか。

また、市からの情報の回覧や、楽しい近所づきあいも、暮らしていくうえでは欠かせないことです。

そのためには、地域の多くの方に自治会に加入していただき、共に住みよいまちづくりにご参加いただきたいと思っています。

どうか、自治会の趣旨をご理解いただき、加入していただきますようお願いいたします。

なお、加入や自治会についての問い合わせは、下記にご連絡ください。

記

[連絡先 〇〇自治会]

会 長 〇 〇 〇 〇 電話 _____

〇 長 〇 〇 〇 〇 電話 _____

3 市に対する協力について

自治会長は、市から市政協力委員として委嘱され、次の事項について協力を要請されています。

- (1) 回覧チラシの配布及びポスターの掲示
- (2) 諸通知の伝達及び諸書類の配布、収集
- (3) 日赤奉仕団及びその他福祉活動の協力
- (4) 非常災害時の連絡
- (5) 被害状況調査
- (6) その他、特に必要とする事項

(1)については、できる限り自治会の皆さんの負担を軽減するため、原則として毎月12日頃に発送することとしています。

4 要望書の書き方

要望書には、自治会が要望したい内容と、その理由が記載されていればよく、書き方に決まりはありません。

ここでは、一般的な要望書の書き方の見本を示しておきます。

【留意点】

- ・ 要望内容によっては、各所管部署にあらかじめ連絡する必要があります。
(例：地域清掃のごみやヘドロの回収依頼の場合は、実施日の2か月前を目処に連絡をお願いします。)
- ・ 要望内容の詳細を所管部署が正確に把握するため、要望書は所管部署に直接御提出いただき、内容を説明してください。

要 望 書

令和 年 月 日

寝屋川市長 様

○ ○ ○ ○ 自治会
会 長 ○ ○ ○ ○
連絡先 寝屋川市○○町○○番○○号
電話 ○○○—○○○○

要望事項

- 1 要望内容
(簡潔に記入しましょう)
- 2 この要望書についてご検討いただいた結果をお知らせください。
(上記のように、回答がほしい旨を記入しておくとい良いでしょう)

趣 旨

(要望を行う理由やその根拠などを書きます。)

※ 地図等の参考資料があれば、添付すると良いでしょう。

5 認可地縁団体とは

従来、自治会には法人格が認められていませんでしたので、自治会で不動産等を所有していても、自治会という団体の名義ではなく、会長個人や複数の役員の名義などで登記せざるを得ませんでした。この不都合を解消するために、平成3年4月に地方自治法が改正され、自治会が法人格を得ることにより、自治会の名義で不動産等の登記ができるようになりました。この法人格を得た自治会を、「認可地縁団体」と言います。

認可申請については、これまでは不動産の保有を目的とする場合にのみ認められていましたが、地方自治法が改正され、令和3年11月26日から、不動産を保有する予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動(※)を円滑に行う目的でも、市の認可を受けることができるようになりました。

※地域的な共同活動＝住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等

◇自治会が法人格を得るためには

自治会が法人格を得て「認可地縁団体」となるためには、市長の認可が必要です。

認可の要件は次の4つです。

- (1) 広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動（住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など）を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- (2) その区域が、住民にとって客観的で明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- (4) 一定の事項（目的・名称・区域・事務所の所在地・構成員の資格に関すること・代表者に関すること・会議に関すること・資産に関すること）が定められている規約を有していること。

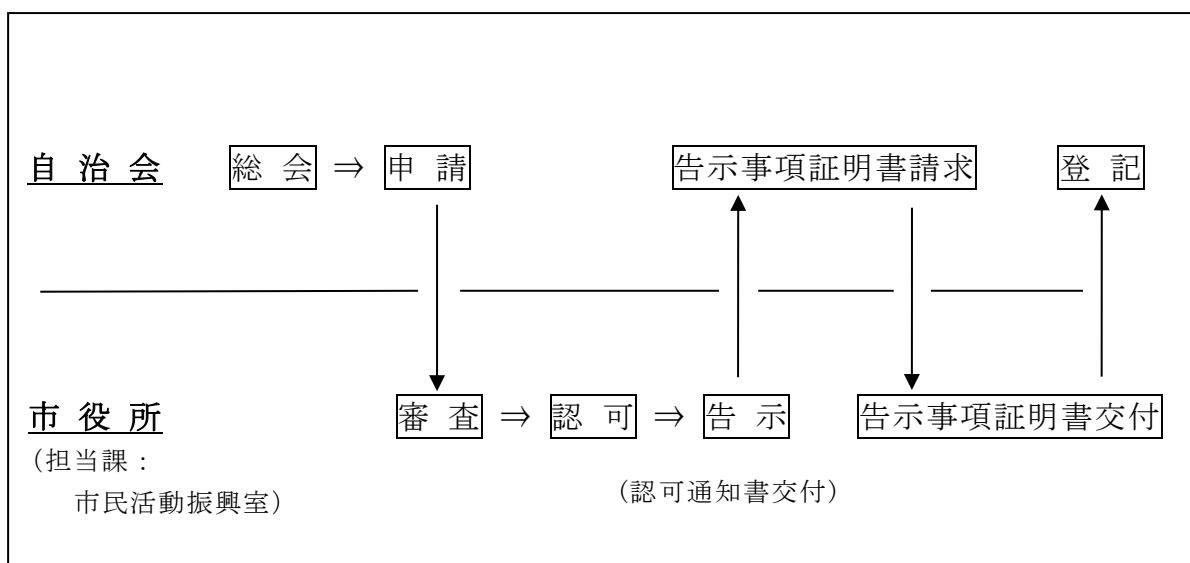
◇認可申請手続

次の(1)～(8)の書類を準備し、市へ申請をしてください。

- (1) 認可申請書
- (2) 規約
- (3) 認可申請について、総会で議決したことを証する書類
(議事録に議長、議事録署名人の署名・押印)
- (4) 区域住民の名簿 (全住民の過半数※)
※自治会員の過半数ではありませんので、御注意ください。
- (5) 保有資産目録または保有予定資産目録
(不動産を保有する自治会のみ)
- (6) 良好な地域的共同活動を行っていることを記載した書類
(前年度事業報告書・決算書、本年度事業計画書・予算書等)
- (7) 申請者が代表者であることを証する書類
(代表者の就任承諾書)
- (8) 自治会区域図

※(1)・(5)・(7)については、所定の様式があります。

◇申請から保有不動産の登記までの流れ



◇告示事項の変更について

地縁団体の認可の際には、以下の事項が告示され、告示した内容に変更があった場合は、届出が必要となります。

※ 自治会長が変更となった場合も、⑤の変更となり、届出が必要ですので、御留意ください。

(1) 告示事項

- ① 団体の名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 自治会の区域
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ⑦ 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

(2) 変更の届出に必要な書類

- ① 告示事項変更届出書
- ② 変更があった旨を証する書類(総会議事録の写し等)
- ③ 就任承諾書 ※代表者の変更があった場合のみ

※①・③については、所定の様式があります。

◇認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度

認可地縁団体が所有する集会所などの不動産で、登記名義人の所在が分からない等の理由で、認可地縁団体の名義に変更ができない場合に、移転登記の申請を可能にする制度です。

特例制度の適用を受けるための要件や手続がございますので、まずは市民活動振興室まで御相談ください。

6 市民公益活動災害補償制度について

【制度の概要】

- ・寝屋川市民が補償の対象になります。(指導者については市外の方も対象になります。)
- ・市民活動団体等が「公益的な活動」を行っている際に起きた事故により、メンバーがケガなどの傷害を負った場合や、団体が賠償責任を負った場合の負担を補償します。
- ・「自分の楽しみの活動」、「趣味を深める活動」などは、補償の対象になりません。
- ・単なる参加者や見学者は補償の対象になりません。
- ・市が保険料を負担しますので、団体の負担はありません。
- ・事前に市へ登録する必要はありません。

◇補償の対象となる市民公益活動

- ・主たる活動拠点が市内にあり、かつ、構成員が市民5人以上の団体による公益的な活動が対象となります。ただし、日本国外での活動、宿泊を伴う活動、営利・政治・宗教に係る活動を除きます。
- ・指導者は、無報酬か交通費などの実費程度を受け取る場合のみ対象となります。(市外の方も対象となります。)
- ・公益活動に参加する通常の往復経路での傷害事故も対象になります。

〈補償の対象となる公益的な活動の例〉

(1) 地域社会活動

清掃活動、自治会活動のうち会議等への出席、防災訓練、防犯パトロール、祭りの運営・準備等

(2) 青少年健全育成活動

スポーツ指導等の地域の青少年育成活動、非行防止パトロールの活動等

(3) 社会福祉・社会奉仕活動

社会福祉施設援護活動（リハビリテーション・訓練の手伝い、行事手伝い、慰問、通園送迎の介助、カウンセリング、点訳、リーディングサービス等）、在宅老人・障害者等ガイドヘルパー・ホームヘルパー、手話通訳、就労・社会復帰のための援護等の活動等

◇補償の内容

○損害賠償責任事故

公益活動中に団体の指導者等の責任で参加者や第三者の生命や身体に損害を与え、かつ法律上の責任がある場合は、次のとおり補償されます。(免責金額1万円)

身体賠償	限度額	1人につき	2,000万円
		1事故につき	1億円

○傷害事故

公益活動中(往復経路含む)の事故でケガや死亡した場合は、次の表のとおり補償されます。

死亡	500万円まで(事故の日から180日以内の死亡)
後遺障害	15万円～500万円 (事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき)
入院	日額 2,000円(180日限度)
通院	日額 1,300円(事故の日から180日以内で90日限度)

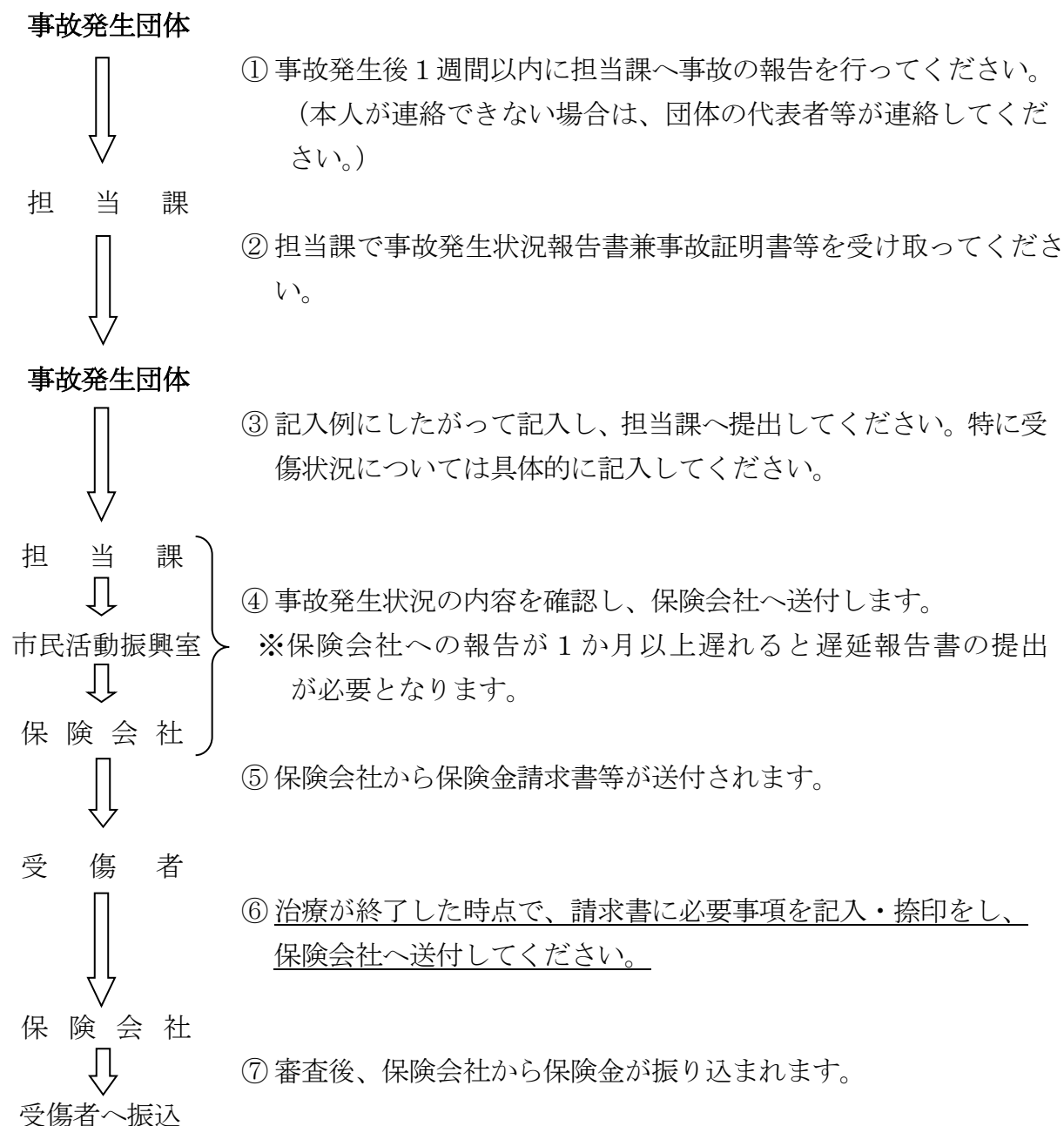
※ 物損事故・熱中症・食中毒は補償の対象になりません。

◇事故発生報告について

公益活動中に事故があった場合は、事故発生日から1週間以内に団体・グループが関係する寝屋川市役所の担当課に届け出てください。(治療が終了するのを待つ必要はありません。)

※ 保険会社への事故の報告が1か月以上遅れると遅延報告書の提出が必要となりますのでご注意ください。

◇保険金請求手続の流れ



- * 保険金を請求する際、通院日、入院期間、固定器具（ギプス等）の使用期間を記入する必要がありますので、カレンダー等に記録しておいてください。
- * 病院以外での治療（整骨院・接骨院）は、保険金の支払額が通常の 6～7 割になる場合があります。
- * 他覚症状のない（病院等の検査で異状が認められない）場合や腰痛・むち打ち症やしん灸・あんま等は、原則として補償の対象になりません。

担当課：市民活動振興室 ☎ 072-825-2120

7 自主防災組織について

地域住民にとって、防災は、それぞれの生命、身体、財産を守る上での基本となるものであり、自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという自助・共助の精神のもとに設置され、災害発生時の被害を防止・軽減するために、各種防災活動を行っています。

自治会自主防災会

自治会自主防災会は、自治会に設置される自主防災組織で、平常時は防災啓発や消火訓練、応急救護訓練などの各種訓練、講習会また地域の安全点検などを行い、災害発生時には、自治会地域の被害防止や救護、避難活動、情報収集・伝達活動などに取り組んでいます。

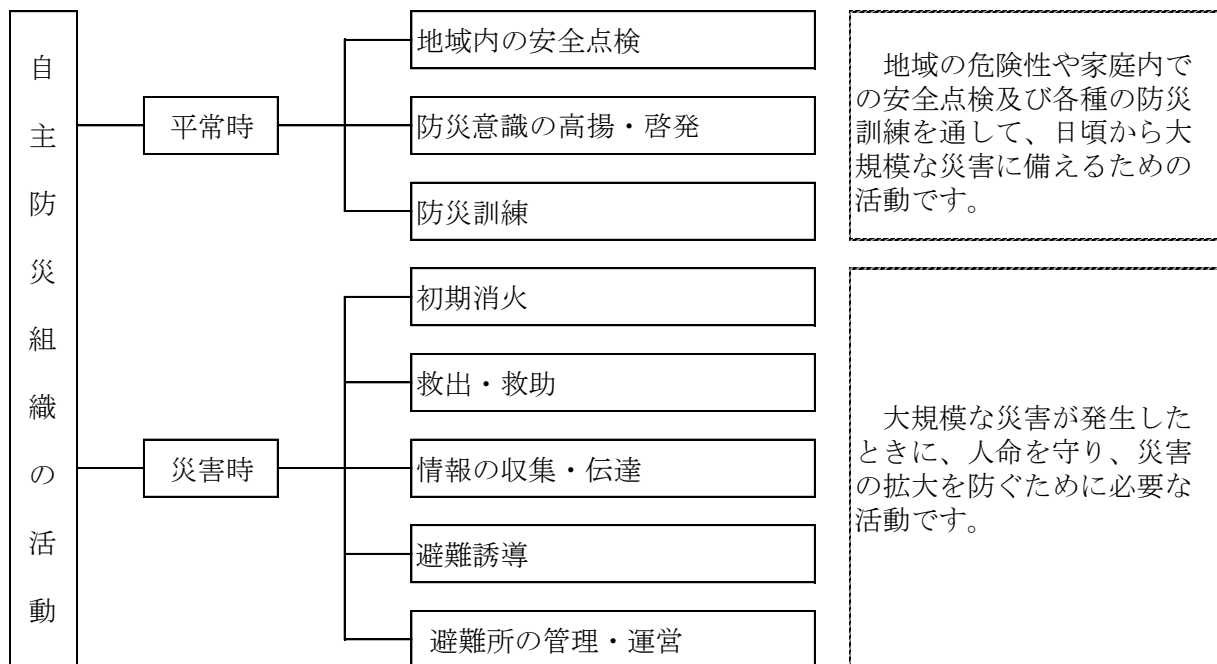
地域協働協議会（防災に関する部会）

地域協働協議会は、小学校区内の地域住民や各種団体に組織されており、自治会が中心的な役割を担っています。協議会の防災に関する部会では、小学校区内の災害情報を集約し、防災活動を迅速かつ効果的に行い、小学校区内の被害を防止、または軽減することを目的に活動しています。



◇自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にするため、日ごろから地域内の安全点検や防災訓練の実施などの備えを行い、また、実際に災害が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。



◇自主防災活動のポイント

自主防災組織の活動には、大きく2つの役割（平時時と災害時）がありますが、災害による被害を軽減するためには、平時時の役割に重点を置いた防災活動が非常に重要になってきます。

- 自治会等から各家庭における「自助」を促進（物資備蓄、家具固定等）する
- 身近な地域における災害発生危険個所等を事前に把握する
- 災害時に適切に対応できるよう、日頃から防災訓練など災害時を想定した活動を実施する

担当課：防災課

☎ 072-825-2194

※8～11の活動について

感染症の拡大など、活動に支障を来すような場合には、状況に応じて活動期間を変更します。

8 日赤活動資金募集について

1. 趣 旨

日本赤十字社は、日本赤十字社法という法律に基づいて、社員や篤志の方々から納入される活動資金・寄付金によって成り立っている特殊法人で、健康を守る医療・血液の仕事、災害時の援護活動、各種福祉活動、海外への援助など内外にわたり、社会のために奉仕活動を行っている団体です。

これらの赤十字の活動は、皆様に納めていただいた活動資金により支えていただいております。

寝屋川市では、活動資金募集にあたり、自治会（分団）に多大なご協力をいただいております。

2. 募集運動期間 毎年5月1日から6月30日

※例年4月中旬に、必要な用品（実施要領、領収書等）が配布されます。

3. 納入について

集めていただいた活動資金は、領収書の控えを添えて、7月上旬までに赤十字奉仕団事務局（市民活動振興室）へ納入してください。

問合せ先・納入先：市民活動振興室 ☎ 072-825-2120

9 赤い羽根共同募金運動について

1. 趣 旨

赤い羽根共同募金運動は、昭和 22 年発足以来、自治会や市民の皆様のあたたかいご協力により、社会福祉事業の向上・発展に大きな役割を果たしてきました。

この運動の目的は、地域福祉の推進であり、高齢者、障害者、児童をはじめすべての人々が健やかに安心して生活できる社会づくりを目指しています。

2. 募集運動期間 毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日

(毎年 10～12 月の 3 か月間のうち、地区募金会が設定する期間)

※例年 8 月下旬に、必要な用品(回覧チラシ、赤い羽根等)が配布されます。

3. 納入について

集めていただいた共同募金は、領収書控えとともに、11 月上旬までに地区募金会事務局(社会福祉協議会)へ納入してください。

問合せ先・納入先：社会福祉協議会事務局

☎ 072-838-0400

10 歳末たすけあい運動について

1. 趣 旨

歳末たすけあい運動は、支え合う地域づくりを進めていくために、住民一人ひとりのたすけあいの精神に基づき、自治会のご協力のもと、募金活動を実施するものです。

皆様からの募金は、ひとり暮らし高齢者等の地域での見守り活動、障害を持つ方やその家族の活動団体への支援等に使われています。

2. 募集運動期間 毎年12月1日から12月15日

※例年10月中旬～下旬に、必要な用品（実施要綱、募金袋等）が配布されます。

3. 納入について

自治会ごとに募金袋を開封し、12月下旬に一括して社会福祉協議会へ納入してください。

問合せ先・納入先：社会福祉協議会事務局

☎ 072-838-0400

11 社会福祉協議会会員募集について

社会福祉協議会（社協）とは？

住民が主体となり、地域の様々な福祉問題に取り組み、地域住民の福祉を増進していくことを目的として、地域住民及び自治会、社会福祉関係者の参加、協力を得て組織された社会福祉法人格をもつ民間の福祉団体です。

また、社協は社会福祉法で事業の目的や役割などが明記されている、公共性の高い団体でもあります。

1. 趣 旨

住民主体の理念を大切にしながら、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」をめざして、子ども、障害者、高齢者をはじめとする様々な地域福祉活動推進のための自主財源を確保し、住民の理解と協力の輪を広げることを目的に実施します。

2. 募集運動強化期間 毎年2月25日から3月25日

※例年1月中旬～下旬に、必要な用品（納付書、会員ステッカー等）が配布されます。

3. 納入について

集めていただいた会費は、納付書とともに社会福祉協議会へ納入してください。

問合せ先・納入先：社会福祉協議会事務局

☎ 072-838-0400

12 自治会に対する補助金等一覧表

名 称	事 業 内 容	補 助 の 対 象 と 内 容
回覧チラシ等 配布業務委託料	自治会が行う回覧チラシの配布やポスターの掲示について、市と自治会で委託契約を結び、自治会に委託料を支払う。	(3円×回覧チラシ依頼件数 ×毎月末日現在の自治会加入世帯数) + (1.2円×掲示ポスター依頼件数 ×毎月末日現在の自治会区域内世帯数)
コミュニティ 奨励補助金	自治会の健全な育成に資するため、自治会が主催する地域コミュニティづくり事業全般に補助(年間を通じた補助)	1自治会につき 1年間の補助限度額 【R5.4改正】 均等割 50,000円 + 世帯割 80円 × 自治会加入世帯数 (例: 500世帯の自治会 ⇒ 年間限度額 90,000円) ※1,250世帯以上の場合は、年間限度額 150,000円
防犯灯維持管理 事業補助金	各自治会が管理する防犯灯の電気料金への補助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10W以下 年 1,548円 (月 129円) ・ 10W超～20W以下 年 1,896円 (月 158円) ・ 20W超～40W以下 年 2,604円 (月 217円) ・ 40W超～60W以下 年 3,312円 (月 276円) ・ 60W超 年 4,728円 (月 394円)
防犯灯新設・ 改造事業補助金	街を明るくし、良好で安全な地域環境をつくり、犯罪の予防や青少年の非行防止等を図ることを目的とした防犯灯の新設・改造に対する補助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40W以下 事業費の3/4 限度額 20,000円 ・ 40W超～60W以下 事業費の9/10 限度額 40,000円 ・ 60W超 事業費の4/5 限度額 35,000円 ・ LEDの防犯灯 事業費の9/10 限度額 40,000円 ・ 防犯灯設置に係るポールの新設改造(修繕を除く) 事業費の9/10 限度額 36,000円
広報板新設・ 改造事業補助金	地域の自治活動の振興を図ることを目的とした広報板の新設・改造に対する補助(一部修繕を含む)	新設・改造1件につき 事業費の1/2 限度額 80,000円
消火器具新設・ 改造事業補助金	安全な地域環境をつくることを目的とした消火ホース・消火器の購入及び格納箱の新設・改造に対する補助	1自治会につき 事業費の1/3 限度額 同一年度内に500,000円
集会所施設整備 及び維持促進補 助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築・増改築に対する補助 ・ 備品購入に対する補助 ・ 耐震診断に対する補助 ・ 耐震設計工事に対する補助 ・ 集会所の地代、家賃に対する補助 	用地購入を伴う集会所の新築 事業費の1/2 1自治会 10,000,000円
		用地購入を伴わない集会所の新築 事業費の1/3 1自治会 7,500,000円 ※補助金を受給後、25年間経過している場合は、再び補助金を受けられる
		集会所の増改築及び備品購入 事業費の1/3 耐震設計及び耐震工事 事業費の2/3 ※1自治会につき、いずれかの事業を行った年度から起算して25年間で3,000,000円
		耐震診断 事業費の2/3 1自治会 100,000円
		民地等または建物の賃借 事業費の1/3 1自治会同一年度内に100,000円
集会所建設資金 等融資あっせん 利息補給	建設資金の一部を融資あっせんし、その利息を補助	新築(限度額) 5,000,000円 (融資期間) 10年以内
		増改築(限度額) 2,000,000円 (融資期間) 5年以内
		土地(限度額) 15,000,000円 (融資期間) 20年以内

13 自治会活動に関連する市の各種業務

業 務 内 容	担 当 課	電 話 番 号
◆環境		
☆ ごみの収集（一般家庭、臨時）	環 境 事 業 課	820-7400
☆ 犬・猫等の死体処理	環 境 事 業 課	820-7400
☆ ごみの不法投棄	環 境 事 業 課	820-7400
☆ ごみネットの新規・交換申請	環 境 総 務 課	824-0911
☆ 資源集団回収活動	環 境 総 務 課	824-0911
☆ 自転車の不法投棄	交 通 政 策 課	813-1207
☆ 水路清掃におけるへドロ回収	下 水 道 事 業 室	825-2162
☆ 空き家対策	住 宅 政 策 課	825-2266
◆防災・防犯		
☆ 防災訓練等	防 災 課	825-2194
☆ 防犯カメラ	監 察 課	812-2246
☆ 防犯パトロール関係（防犯協会等）	監 察 課	812-2246
◆建設		
☆ 道路の維持管理・補修	道 路 管 理 課	825-2384
☆ ガードレール・カーブミラーの維持管理・補修	道 路 管 理 課	825-2384
☆ 公園・緑地の整備・管理・緑化推進	公 園 み ど り 課	825-2293
☆ 下水道の維持管理	下 水 道 事 業 室	825-2162
☆ 開発行為	審 査 指 導 課	825-2798
◆健康・福祉		
☆ 民生委員・児童委員	福 祉 総 務 課	838-0171
☆ 高齢者の福祉	高 齢 介 護 室	838-0372

※ 問い合わせ先が分からない場合は、市民活動振興室（825-2120）まで御相談ください。

<参考> 自治会規約例

この規約例は、自治会の規約の制定や改正等を行う際の参考例です。
地域の規約づくりの参考としてご活用ください。

●●自治会規約

制定 ○○年○月○日

最近改正 ○○年○月○日

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は●●自治会（以下「本会」という。）と称し、事務所を寝屋川市●●町●番●号に置く。

※「集会所」を所有している場合はその住所を記載

集会所がない場合は「事務所を本会の会長宅に置く」とすることも可能

(区域)

第2条 本会の区域は、寝屋川市●●町●番●号から○番○号までの区域とする。

※ 区域の住所が複雑になる場合は、「別表に定める区域」とし、表形式でまとめ、必要に応じて住宅地図にて範囲指定することも可能

(会員)

第3条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する世帯（及び事業所）をもって構成する。

※「及び事業所」は必要に応じて記載

2 本会へ入会又は本会を退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

3 本会へ入会の届出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

4 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとする。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人又はその代理人から第2項に定める退会の届出があった場合

5 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会を形成することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事
- (2) 清掃、美化等の環境整備に関する事
- (3) 防災、防犯に関する事
- (4) 会員相互の連絡、広報に関する事
- (5) 集会所の維持管理に関する事
- (6) 行政との連絡調整に関する事
- (7) 各種団体との連絡調整に関する事

※ 必要に応じて、追加又は削除

第2章 役員

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ●人
- (3) 事務局長 ●人
- (4) 会計 ●人
- (5) 会計監査 ●人

※ 会計監査については、複数人置くことが望ましい。

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、事務局長、会計及び会計監査は、総会において、会員の中から選任する。

2 会計監査は、会長、副会長及びその他の役員を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局長は、本会の庶務を総括する。
- 4 会計は、本会の会計事務を処理し、必要な書類を管理する。
- 5 会計監査は、本会の財務に関する事務の執行について監査し、毎年度定期総会に報告する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は●年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会の構成)

第10条 総会は、全会員をもって構成する。

(総会の種別)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年1回会長が招集する。
- 3 臨時総会は、役員会において総会開催の議決があったとき又は全会員の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

※ 人数は3分の1が目安

(総会の審議事項)

第12条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 役員の仕事及び解任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) その他会の重要事項

ただし、第5号の中で急を要するものは、役員会で決議執行し、次の総会で承認を受ける。

※ ただし書きについては、必要に応じて記載

(議長)

第13条 総会の議長は、出席した会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第14条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席したものとみなす。

※ 人数は2分の1以上が目安

(総会の議決)

第15条 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 自然災害の発生や感染症の流行、その他総会を開催することができないやむを得ない事情がある場合は、書面又は電磁的方法により、会員の過半数をもって、総会の議決事項を決議することができる。

3 前項の規定による決議があった場合は、遅滞なく、会員に結果の報告を行わなければならない。

(総会の議事録)

第16条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、総会に出席した会員のうち、2人以上の署名をしなければならない。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第17条 役員会は、会計監査を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集)

第 18 条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の審議事項)

第 19 条 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で決定した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 5 章 会計及び資産

※ 資産に関しては、必要に応じて規定（認可地縁団体となる場合は必要）

(経費)

第 20 条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会費)

第 21 条 本会の会費は、1 世帯あたり月額●円とする。

※ 「月額」でなく「年額」で定めてもよい

(資産の管理)

第 22 条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の決議により定める。

※ 資産は不動産・現金・預金などを想定

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 雑 則

(委任)

第 23 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、会長が定める。

附 則

この規約は、●●年●月●日から施行する。